

資料3

科学技術イノベーションの基盤的な力に関する
WG（第10回）
H29.3.31

科学技術イノベーションの基盤的な力に関する
ワーキンググループ
報告書 参考資料集

科学技術イノベーションの基盤的な力に関する
ワーキンググループ
事務局

目次

	頁
第1章 大学・国研における多様な資金の獲得	2
第2章 大学・国研における資金・知・人材の好循環の形成	46
第3章 資金の効果的・効率的な執行	80
(参考)	
科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ 最終報告【概要】	93
基礎データ(国立大学、国研)	94

第1章 大学・国研における多様な資金の獲得

(1) 多様な資金の獲得に向けた大学や国研の機能強化

・国立大学の運営費交付金の減少に伴う影響（小宮山理事長資料）	4
・日本の大学と米国の大学の寄附金収入の違い（河田理事長資料）	5
・国立大学法人の寄附金収入の推移（河田理事長資料）	6
・アメリカの大学の寄附の受入状況（文部科学省寄附フォーラム資料）	7
・シカゴ大学の Development Office の状況（木村理事・副総長資料）	8
・クラウドファンディングの活用事例（鵜尾代表理事資料）	11

(2) 評価性資産（株式、土地、建物）の寄附の拡大

・アメリカの大学に対する寄附額の推移（福井助教授資料）	14
・アメリカの大学に評価性資産を寄附する際の税制優遇措置（福井助教授資料）	15
・評価性資産の国立大学への寄附	16

(3) 株式等の長期保有の在り方

・国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて（平成17年3月29日付け文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知）	17
・国立大学法人等が寄附により取得した株式の取扱いについて（平成20年3月28日付け事務連絡）	20
・国立大学法人等が寄附及びライセンス対価として新株予約権を取得する場合の取扱いについて（平成20年7月8日付け文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知）	21

(4) ふるさと納税等の活用

・ふるさと納税制度について	24
---------------	----

第1章 大学・国研における多様な資金の獲得

・ふるさと納税制度の大学への活用事例	25
・地方創生応援税制（「企業版ふるさと納税」）の大学・研究開発法人への適用について	26
・地域と大学との連携事例（福岡市）	27
・地域と大学との連携事例（三重大学）	29
・地域と大学との連携事例（三重県）	31
・地域と大学との連携事例（高知大学・高知県）	32
<u>（5）国立大学や国研への個人寄附に係る控除効果の検討</u>	
・日本の個人寄附の内訳（鵜尾代表理事資料）	35
・文科省所轄学校法人の寄付金収入の推移（河田理事長資料）	36
・研究開発実施機関に向けた寄附金税制の現状	37
・法人の寄附金に対する税制優遇の日米比較	38
・個人の寄附金に対する税制優遇の日米比較	39
・研究開発に係る税制（寄附金税制、研究開発税制等）の優遇措置に関する国際比較	41
・日本の寄附と諸外国の寄附のギャップ	42
・助成財団の日米欧比較	43
・大学・公的研究機関の企業からの研究費受入額	44
<u>（6）寄附金控除手続きの事務負担軽減</u>	
・ふるさと納税制度のワンストップ特例制度について	45

ビジョン「プラチナ社会」



運営費交付金の減額で大学がつぶれる

北海道大学 2016年度 教授205名分の人件費削減提案

新潟大学 2016年1月 教員の昇任、退職者の補充など人事の凍結

2015年の国立大学協会の発表 教員補充の一部凍結を検討している大学は少なくとも33

寄付は不可欠だしチャンス

日本の大学と米国の大学の寄附金収入の違い

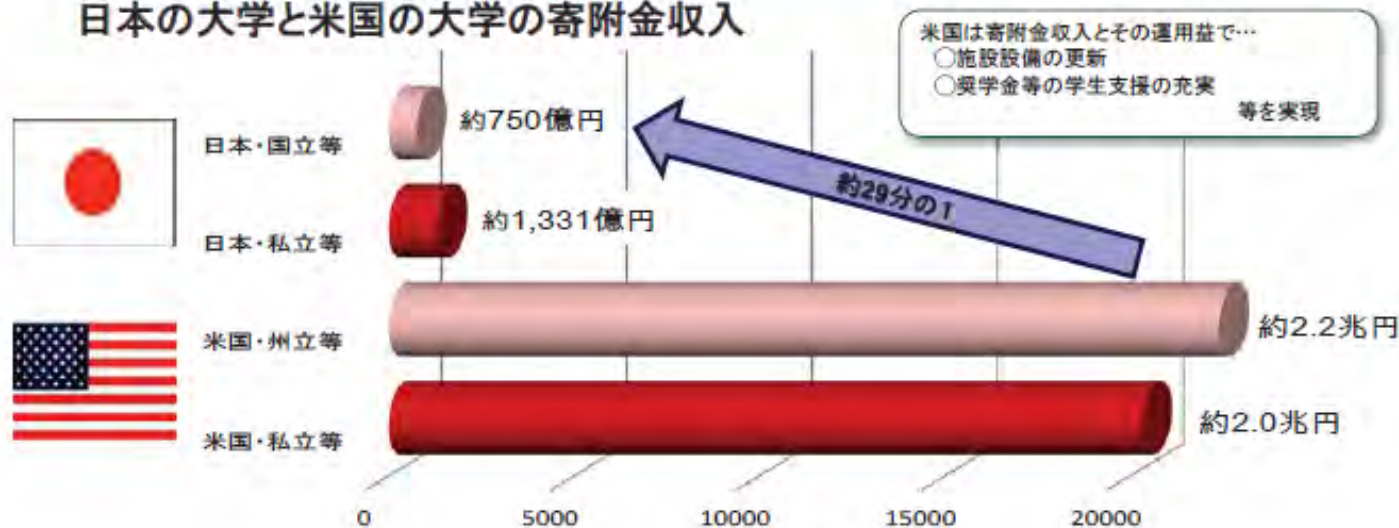
WG (第5回) (H29.1.13)
日本私立学校振興・共済事業団
河田理事長 配付資料より

- 各大学は同窓会の組織化を進め、寄附金獲得に努力
しかし、私立大学との税制上の違いもあり、**寄附金額**は
伸び悩み**アメリカの大学の約29分の1と大きな格差**



**多様な外部資金獲得、寄附文化の醸成推進のためには、
税制改革が不可欠!**

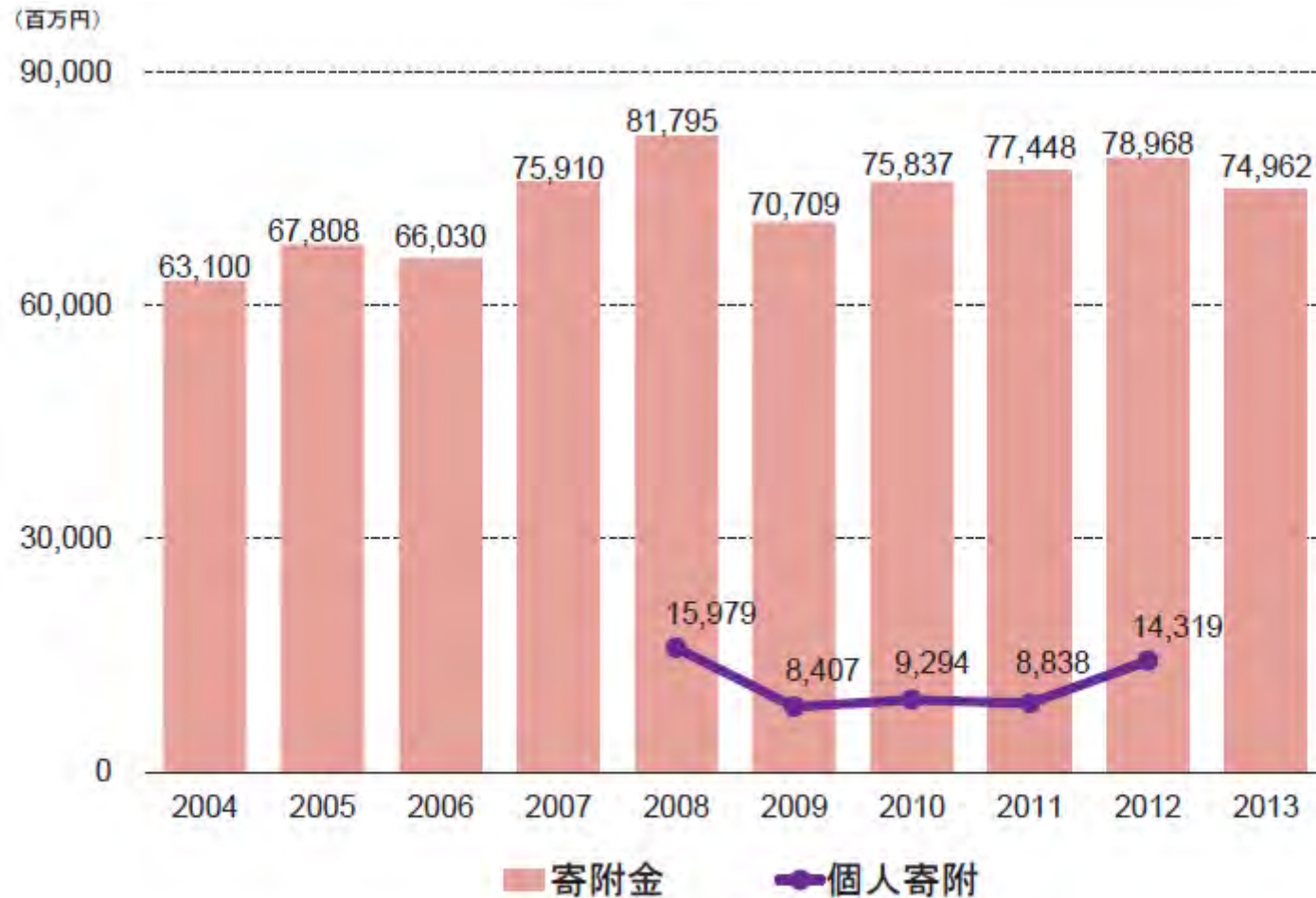
日本の大学と米国の大学の寄附金収入



(注) 1ドル=120円で換算。米国については、調査対象となった機関(博士授与大学、修士授与大学、準学士授与大学等)に限り、「Public」と「Private」で分類し、集計。
出典 日本・国立等: 2013年度実績 ※文部科学省「平成25年度 大学等における産学連携等実施状況について」。
日本・私立等: 2010年度実績 ※532法人の計(総数546)日本ファンディング協会編『寄附白書2013』。
米国・州立/私立等: 2014年度実績 ※1,042機関(州立: 545、私立: 497)の計 Council for Aid to Education. "Survey Respondents by State Voluntary Support of Education Report for FY2014" FOR IMMEDIATE RELEASE, January 28, 2015より国立大学協会事務局作成

国立大学法人の寄附金収入の推移

WG（第5回）（H29.1.13）
日本私立学校振興・共済事業団
河田理事長 配付資料より



出典：文部科学省科学技術・学術政策局産学連携・地域支援課大学技術移転推進室「大学等における産学連携等実施状況について」（各年版）及び文部科学省提供資料より国立大学協会事務局作成

アメリカの大学の寄附の受入状況

文部科学省寄附フォーラム
(H28.6.17)
文部科学省 発表資料より

アメリカの大学と比べると、日本の大学の寄附金額は大きく劣る。

■アメリカの大学への寄附 (出典) Council for Aid to Education(2016)

黄色は州立大学

1	スタンフォード	16億3000万ドル
2	ハーバード	10億5000万ドル
3	南カリフォルニア	6億5303万ドル
4	UCサンフランシスコ	6億0858万ドル
5	コーネル	5億9064万ドル
6	ジョンズ・ホプキンス	5億8268万ドル
7	コロンビア	5億5268万ドル
8	プリンストン	5億4984万ドル
9	ノースウェスタン	5億3683万ドル
10	ペンシルバニア	5億1720万ドル

11	UCロサンゼルス	4億7321万ドル
12	デューク	4億7201万ドル
13	ワシントン	4億4702万ドル
14	シカゴ	4億4379万ドル
15	イエール	4億4081万ドル
16	ニューヨーク	4億3966万ドル
17	MIT	4億3940万ドル
18	ミシガン	3億9431万ドル
19	ノートルダム	3億7987万ドル
20	UCバークレー	3億6612万ドル

(参考)ハーバード大学のファンドレイザー設置人数:約500人

I. Development Officeの役割・体制・機能

● 役割

- 約160,000名の同窓生 (alumni) との連携・開拓+約150,000名の友人 (friends of the university)
- 寄付募集(fundraising)
- 寄付基金 (Endowment) の設立支援 (寄付基金運用は他組織にて実施)

● 機能 (全体で約450名)

管理・事務部門：

各学部への支払い処理、小切手や贈与書の処理等を担当

営業部門：

寄付募集に直接の責任を持つ寄付募集専門家部隊

専門的支援部門：

Webサイトや冊子による情報発信等のコミュニケーション担当

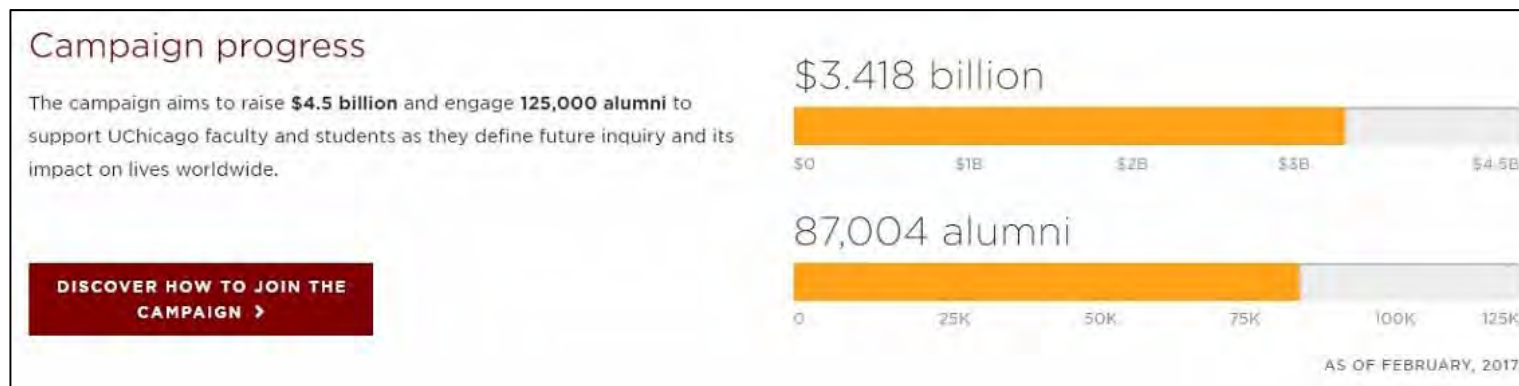
人員は各部門に約3分の1ずつ配置

DOとは別に次の組織

- Gift planning office (法務部に相当) ： 寄附の検証
- スチュワードシップ・オフィス：寄付の用途管理
- ファンドレイジングの主体としてのDevelopment Office (DO) と、基金の資産運用の責任者としてのCFOの存在
 - 運用の実務は、Office of Investmentが担当

II. 現在の寄付募集の実績

- 2014年よりCapital Campaign "Chicago Campaign: Inquiry and Impact"を実施中。
目標額：\$4.5 billion
達成額：\$3.8 billion
達成状況が良いので、2019年6月30日までの目標を\$5 billionに上昇設定することを予定。



<https://campaign.uchicago.edu/>より

- 収入には2つのタイプがある
 - 目的に合致するよう支出して欲しいという寄付者から(約60%) →fund
 - 支出しないで基金化して欲しいという寄付者から(約40%) →Endowment
 - 現在のシカゴ大学の寄付基金は\$8 billion。

III. 寄付募集におけるUniversity Leadersの役割

- President :
 - “a very aggressive fundraiser”
 - \$1million以上の寄附が可能なAlumniは、President Officeが管理
 - 寄付募集に関連するアポイントメントは年200件
- Provost :
 - ファンドレイザーの一翼を担う
 - Deanが不在の時に、プロボストあるいはプロボスト・オフィスがフォロー
- Deans:
 - 各ユニットの寄付募集に責任を持つ (Deanは、それが要求あるいは期待されるポジション)
 - ある程度裕福なAlumniとのコネクションを担当
 - 研修プログラムや新任Deanに対するコーチ/メンター制度
 - DOが各Deanの活動状況・実績に関するレポートを週1回公表し、競争
 - Fundraisingも含む予算目標

クラウドファンディング×ふるさと納税 事例



- これまでに**16自治体30件**のプロジェクトを実施。
- 総務省とも連携



「ふるさと納税」の活用。税金だけに頼らない自治体経営。

クラウドファンディング×ふるさと納税 事業モデル



- 寄附者は**用途を指定して**地方自治体に寄附を行う。
- 寄附金は**全額**地方自治体に引き渡し。
- 弊社から自治体に対して**システム利用料**をご請求。
- 寄附者はふるさと納税制度の**控除**を受けることが可能。
- 寄附金額に応じた**返礼品**を送ることも可能。

予算がつかない事業に対して寄附を呼びかけ。
地元NPOや起業支援の助成原資を集める。
システム利用料は総務省が負担。(審査あり)
公立大学では活用事例あり

事例紹介：京都大学iPS細胞研究所様

寄附の受取先：京都大学iPS細胞研究基金



山中教授がマラソンによってオンライン寄附を呼びかける行為が多数のメディアに取り上げられ、**オンライン以外からの寄附にも好影響を及ぼした。**



オフライン寄附実績 (2012年度)

京都大学iPS研究所では山中教授を含む360人がチャリティランナーなどファンドレイザーとなり、4500人以上から寄附を集めている。

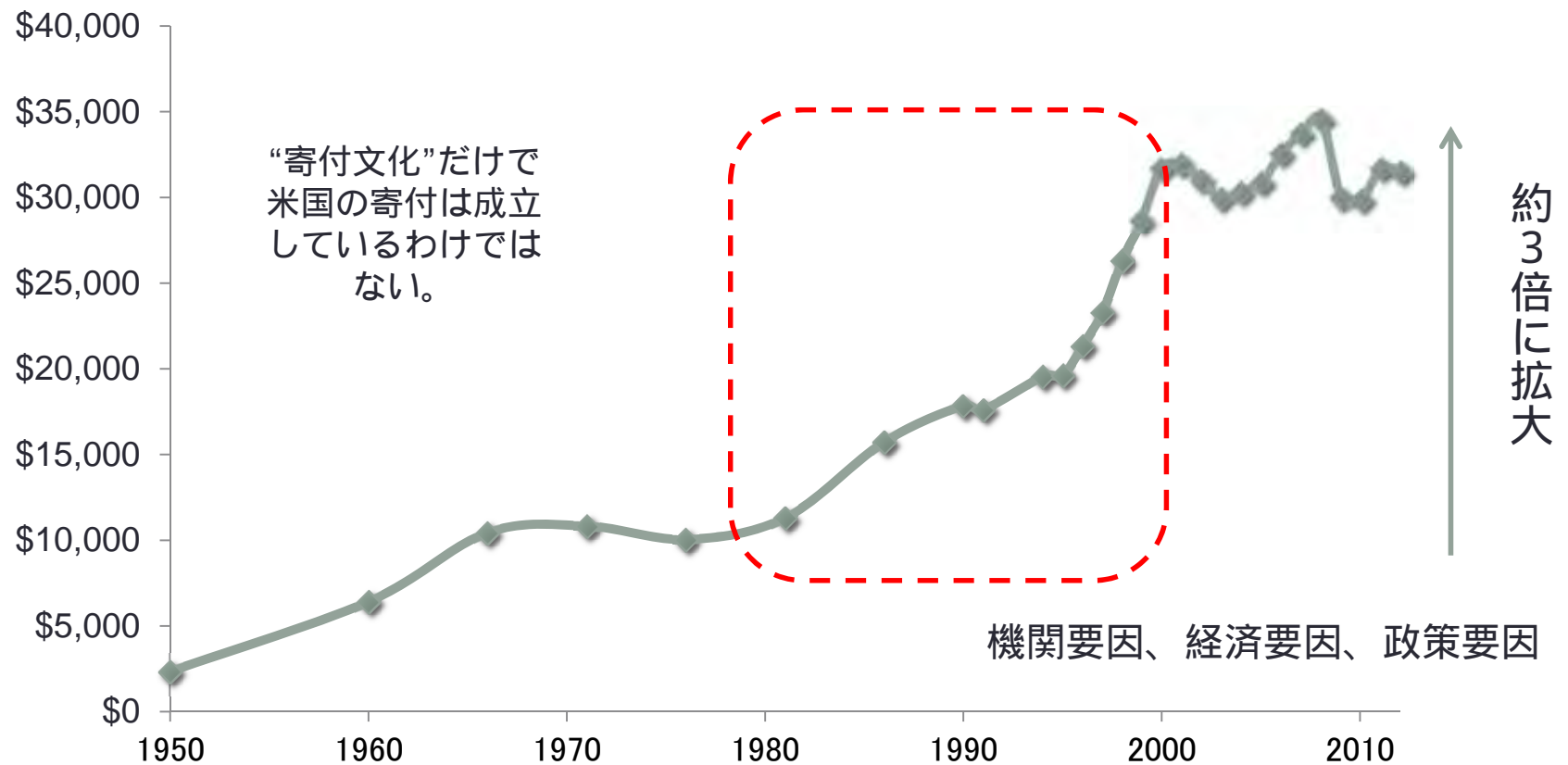
	寄附件数	金額
個人	7,309	836,020,615
法人・団体	218	103,472,983
合計	7,527	939,493,598

アメリカの大学に対する寄附額の推移

WG (第3回) (H28.12.9)
政策研究大学院大学
福井助教授 配付資料より

1980年代から1990年代にアメリカの大学に対する寄附額は急拡大した。

Total Voluntary Support for degree-granting postsecondary institutions, in millions of constant 2012-2013 dollars



出典: U.S. Department of Education. Institute of Education Sciences, National Center for Education Statistics. Digest of Education Statistics 2013, Table 333.80.のデータを利用し作成。

評価性資産を寄附した場合、寄附者は、評価性資産寄附の公正市場価格で課税所得から控除可能、キャピタルゲイン課税を免除可能

例：株式（取得価格：\$100，公正市場価格：\$1000）を大学へ寄附した時の税制優遇措置

1. $\$1000 \times \text{所得税率}(20\%) = \200 が所得税から控除
2. $\$900 \times \text{キャピタルゲイン課税率}(15\%) = \135 がキャピタルゲイン課税から免除
3. 合計\$335が政府の負担分
4. 寄附の実質的な負担は\$665（寄附額の66.5%）

寄附総額 = 1



1年以上保有の評価性資産に限る。控除限度額は調整総所得の30%といった条件がある（ただし、5年間の繰越可）。

譲渡所得を非課税とするための要件 (租税特別措置法40条)

- (1) 寄附が教育・科学の振興など公益の増進に著しく寄与すること
- (2) 寄附があった日から2年以内に、**公益目的事業の用(大学の教育・研究)**に直接供されること(見込みも可)
- (3) 寄附により、寄附をした者の所得税や親族の相続税などの負担を不当に減少させる結果とならないと認められること

これらの要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けることが必要

租税特別措置法施行令第25条の17第5項の規定により、国立大学法人については適用されない。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて

国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて（平成17年3月29日付け文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知）（抄）

別添 国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて

1. 国立大学法人法における株式取得の取扱い

国立大学法人等は、基本的には公的資金によって運営される法人であることから、国民のニーズに対応しない業務が自己増殖的に増えることを防止するため、法に出資業務に関する根拠規定がある場合以外は出資により株式を取得することが禁止されている。

また、法第35条において準用する独立行政法人通則法第47条により、当座支払いの予定がない現金若しくは現金同等物（以下「余裕金」という。）の運用は元本保証のある金融商品に限ることが規定されている。したがって、余裕金の運用として株式を取得することは認められていない。

他方、法人化後、国立大学法人等への株式寄附の申し出がなされていること、また、国立大学法人等の保有する技術の移転を促進するため、国立大学法人等に係るライセンス対価として株式取得を認めるよう要望があることを踏まえ、これらの形態によって国立大学法人等が株式を取得することと、前述の法の解釈との関係を明確にすることが必要となった。このため、寄附及びライセンスの対価として株式を取得する場合の取扱いについて以下のように取りまとめた。

（1）寄附により株式を取得する場合

国立大学法人等が寄附を受入れる場合、現金若しくは現金同等物及び土地・建物などの形態によることが一般的であるが、寄附による株式の取得は、法において直接には禁止されていないこと、また、寄附により株式を受入れないことは法人として得べかりし利益の放棄につながることから、寄附目的が、国立大学法人等の業務に資する場合で、寄附条件が国立大学法人等の業務を不当に拘束することなどが無い場合には、寄附者の意向を尊重して株式を受入れることは法的に可能と解されること。

なお、国立大学法人等が総株数の過半を占めることのないよう株式の保有比率についての留意が必要であること。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて

国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて（平成17年3月29日付け文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知）（抄）

（2）ライセンスの対価として現金に代えて株式を取得する場合

国立大学法人等が研究成果である特許等の技術を民間企業に移転することは、我が国の経済・産業の発展のために重要であるだけでなく、社会貢献の一環として積極的に推進していくべきものであり、法第22条第1項第5号及び第29条第1項第4号においてこれを国立大学法人等の業務としているところであることから、法の趣旨を踏まえ、ライセンスの対価として現金に代えて株式を受入れざるを得ないような場合には、株式を取得することは法的に可能と解されること。

ただし、この取扱いは、ライセンスの対価を現金により支払うことが困難な大学発ベンチャー企業等を対象として想定しているものであり、株式公開企業等の現金による支払いが可能な企業について、現金に代えて株式を取得することは法の趣旨に照らし妥当な取扱いとは解されないこと。

2. 株式取得後の留意点

寄附及びライセンスの対価として株式を取得した場合、その取得後において以下の点に留意する必要があること。

（1）株式保有上の留意点

1. 株式の取得後、特段の事情なく保有し続けることは、余裕金の運用が制限されている法の趣旨にかんがみ適切でないことから、換金可能な状態になり次第可能な限り速やかに売却することが求められること。
2. 取得した株式が未公開株である場合は、株式公開後可能な限り速やかに売却する必要があること。
3. 各事業年度末における株式の保有状況については、財務諸表の附属明細書において情報開示することとされており、特定の株式を相当期間に亘って保有している場合、その意図が無くとも相当の関係があるものと見なされかねないことに留意する必要があること。

国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて

国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて（平成17年3月29日付け文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知）（抄）

（２）株主としての権利行使上の留意点

1. 配当の形で利益の分配を受ける権利（利益配当請求権）及び経営破たんなど会社が解散しなければならなくなった場合に、清算後の残余財産を受ける権利（残余財産分配請求権）などのいわゆる自益権を行使することは、特段の制約はないこと。
2. 議決権の行使など株主として株式発行元の会社の経営に参加する権利（経営参加権）などのいわゆる共益権を行使することは、国立大学法人等の業務の範囲を超えるものであり、原則認められないこと。
3. 各事業年度末における株式の保有状況については、財務諸表の附属明細書において情報開示することとされており、特定の株式を相当期間に亘って保有している場合、その意図が無くとも相当の関係があるものと見なされかねないことに留意する必要があること。

（ 保有する株式の比率によっては、共益権を行使しないことによって、当該企業の経営に著しい影響を与える場合があることに十分留意すること。 ）

国立大学法人等が寄附により取得した株式の取扱いについて

国立大学法人等が寄附により取得した株式の取扱いについて（平成20年3月28日付け事務連絡）（抄）

国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が、寄附により株式を取得した場合の取扱いについては、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて」（16文科高第1012号平成17年3月29日付け文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知。以下「17年通知」という。）により通知しているところですが、当該株式の保有等に関する考え方を下記のとおり取りまとめましたので、御留意いただくようお願いいたします。

記

1. (1) 17年通知中2.(1)1において、寄附により取得した株式を「特段の事情なく保有し続けることは適切でない」としているが、国立大学法人等が寄附により取得した株式について、その配当金等を原資として寄附目的の遂行に充てることを想定したものであるなど特定の寄附目的がある場合には、上記「特段の事情」に該当するものとして、寄附者の寄附目的の達成に必要な期間保有し続けることができるものであること。
 - (2) なお、当該寄附目的が終了した場合には、「特段の事情」がなくなることから、国立大学法人等は、換金可能な状態になり次第可能な限り速やかに売却することが求められること。

ただし、予め寄附者との合意がある場合には、国立大学法人等は、当該寄附目的が終了していない場合においても、その達成状況に配慮しつつ、当該株式の全部又は一部を売却することができるものであること。
 - (3) 寄附により取得した株式が、未公開株である場合についても同様の考え方であること。
2. 上記1.の取扱いについて、国立大学法人等が寄附により取得した株式を保有し続ける際には、17年通知による取扱いの他、引き続き、特に以下の点に留意する必要があること。

国立大学法人等の業務が、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第22条第1項各号及び第29条第1項各号に規定する業務の範囲に限定され、公益性があるものであることにかんがみ、当該株式を保有し続ける目的が、これらの業務の遂行の範囲内である必要があること。

国立大学法人等の業務の公益性にかんがみ、株式を保有し続ける際には、当該株式の保有が、学内の規則等一定のルールに基づき、しかるべき責任体制の下で、適切に管理されているなどの適正性の確保が必要であること。

国立大学法人等が保有し続けている株式の情報が、定期的に財務諸表等を通じて情報公開され、その保有の正当な理由についての説明責任が担保されているなど透明性及び公正性の確保が必要であること。

国立大学法人等が寄附及びライセンス対価として新株予約権を取得する場合の取扱いについて

国立大学法人等が寄附及びライセンス対価として新株予約権を取得する場合の取扱いについて

(平成20年7月8日付け文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知)(抄)

国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)が、寄附又は特許等の譲渡若しくは実施権の設定等(以下「ライセンス」という。)の対価により株式を取得する場合の取扱いについては、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人が寄附及びライセンス対価として株式を取得する場合の取扱いについて」(16文科高第1012号平成17年3月29日付け文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知(別紙参照)。以下「17年通知」という。)等により連絡しているところです。

今般、寄附又はライセンスの対価として新株予約権(株式会社に対して行使することにより当該株式会社の株式の交付を受けられる権利をいう。)を取得する場合の取扱いについては、17年通知等によるものに加え、下記のとおりいたしましたので、遺漏のないようお願いいたします。

記

1. 寄附又はライセンスの対価として新株予約権を取得する場合

(1) 寄附又はライセンスの対価として新株予約権を取得することについて

国立大学法人等が、寄附により新株予約権を取得すること又はライセンスの対価として現金に代えて新株予約権を取得することは可能であると解されること(17年通知参照)。

なお、ライセンスの対価による新株予約権の取得の場合、ライセンスの対価を現金で支払うことが困難な大学発ベンチャー企業等を対象として想定しているものであり、現金による支払いが可能な企業等について、現金に代えて新株予約権を取得することは、法の趣旨に照らして妥当な取扱いとは解されないこと。

(2) 取得した新株予約権の会計処理について

寄附又はライセンスの対価として新株予約権を取得した場合の会計処理については、国立大学法人会計基準に特段の規定がないため、公正妥当な企業会計の基準に準拠することとなること。その際、取得した新株予約権の時価が把握できる場合には、時価評価し資産計上するとともに同額を収益計上することとなり、当該新株予約権の時価が把握できない場合には、ライセンスの対価に見合う額を参考にすることとなること。ただし、時価及びライセンスの対価に見合う額のいずれも把握できない場合には、備忘価額にて資産計上することとなること。

国立大学法人等が寄附及びライセンス対価として新株予約権を取得する場合の取扱いについて

国立大学法人等が寄附及びライセンス対価として新株予約権を取得する場合の取扱いについて

(平成20年7月8日付け文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知)(抄)

2. 新株予約権の権利行使を行う場合

(1) 新株予約権の権利行使について

国立大学法人等が、寄附又はライセンスの対価として取得した新株予約権を現金化する過程において、当該新株予約権の権利行使を行って株式を取得することは、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条における業務上の余裕金の運用制限の対象とはならないため、可能であると解されること。

(2) 新株予約権の権利行使に要する経費について

新株予約権の権利行使に要する経費は、当該新株予約権の現金化の過程における必要経費の支出であって、業務上の余裕金の運用制限の対象とはならないものであるため、当該所要額の支出は可能であること。

また、この場合における当該所要額の支出については、議決権の行使など株主として株式発行元の会社の経営に参加する権利（経営参加権）などいわゆる共益権の行使を前提とするものではないため（17年通知別添2.（2）参照）、国立大学法人法第22条第1項第6号及び第29条第1項第5号に規定する出資に相当するものではないと解されること。

(3) 新株予約権の権利行使の際の会計処理について

新株予約権の権利行使による株式取得時の会計処理について、当該株式は有価証券の取得として処理され、当該株式の取得価額は、新株予約権の計上額及び権利行使時における払込額の合計額となること。

また、当該株式の売却時の会計処理については、有価証券の売却として処理され、取得価額と売却価額との差額が売却損益となるが、当該取引に係る損益は、通常の有価証券の売却損益とは意味合いが異なるため、ライセンスの対価としての損益であること等、必要事項を注記などにより明らかにする必要があること。

なお、上記1.（2）の処理も含め、これらの会計処理については、事前に会計監査人と協議されたい。

国立大学法人等が寄附及びライセンス対価として新株予約権を取得する場合の取扱いについて

国立大学法人等が寄附及びライセンス対価として新株予約権を取得する場合の取扱いについて

(平成20年7月8日付け文部科学省高等教育局長・研究振興局長通知)(抄)

3. 新株予約権の権利行使による株式取得後の留意点

(1) 新株予約権の権利行使によって取得した株式の保有上の留意点

寄附又はライセンスの対価として現金に代えて取得した新株予約権の権利行使により取得した株式の保有については、新株予約権の権利行使による株式の取得後、特段の事情なく保有し続けることは法の趣旨にかんがみ適切ではないことから、原則として、換金可能な状態になり次第可能な限り速やかに売却することが求められること(17年通知2.(1)参照)。

(2) 新株予約権の権利行使によって取得した株式の株主としての権利行使上の留意点

新株予約権の権利行使によって取得した株式の株主としての権利行使については、利益配当請求権や残余財産分配請求権等のいわゆる自益権を行使することは、特段の法令上の制約がないため可能であること。

一方、議決権の行使など経営参加権等のいわゆる共益権を行使することは、国立大学法人等の業務の範囲を超えるものであり、原則認められないこと(17年通知2.(2)参照)。

なお、この場合において、保有する株式の比率によっては、共益権を行使しないことによって、当該企業の経営に著しい影響を与える場合があることに十分留意すること。